物品購入等事後審査型一般競争入札の流れ

入札公告に記載された内容をよく確認のうえ、案件ごとに示す入札参加資格要件に該当し、入札参加を希望される方は次のとおり手続きを進めてください。

入札公告

○　**安芸高田市ホームページに掲載します。**

入札書等の様式の入手

○　**入札参加資格に該当し、入札を希望される場合は、安芸高田市ホームページから様式等関係書類をダウンロードしてください。**

※インターネット環境がない方のみ希望により企画部財政課窓口にて配布します。
※入札書など、様式が案件ごとに異なる場合がありますので、ご注意ください。

質問書等の提出
※質問等がある場合のみ

○　**仕様等に対して質問がある場合や、同等品の申請を行う場合、仕様書に適合しているか確認が必要な場合は、所定の様式により財政課へ持参又はＦＡＸもしくはメールで提出・申請してください。（口頭不可）**

※質問の回答は、安芸高田市ホームページに掲載します。
※同等品及び仕様書適合の審査結果は申請者へＦＡＸ又はメールで回答します。

入　　札

○　**公告に定めた入札書提出期間内に、封入した「入札参加申請書兼入札書」を企画部財政課へ持参により提出します。**

※公告に定めがある場合は、入札参加資格の要件を満たしていることが確認できる書類を同封してください。
※案件によっては、書留郵便による入札も承認する場合がありますので、公告内容をよく確認してください。

開　　札

○　**予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を「落札候補者」とし、落札者の決定を保留します。**

※開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって同じ価格の入札をした者が２者以上あるときは、後日指定する日時にくじ引きを行います。代理人がくじ引きをする場合は、委任状が必要です。
※一般競争入札の場合は、応札者が１者でも開札を実施します。
※開札の結果、１者以上の応札があり、予定価格の制限の範囲内での入札がなかった場合は、原則として開札日を含めて5日以内（休日除く）に再度の入札を行います。再度の再入札を行う場合も再度の入札と同様の方法で行います。
（FAX又はメールで案内を送信）

資格審査
落札決定

○　**落札候補者について、公告記載の資格要件を満たしているか審査を行います。**
○　**落札者に落札決定の連絡を行います。**

※落札候補者が要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行います。

契約締結

○　**事業担当課が契約書を作成し、落札者へ連絡します。**